

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）

改正案

目次

第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲（第一条）

第二節 事業の許可等

第一款 一般労働者派遣事業（第一条の二―第十条）

第二款 特定労働者派遣事業（第十一条―第十六条）

第三節 補則（第十七条―第二十条）

第二章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約（第二十一条―第二十四条）

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（第二十五条―第三十二条）

条）

第三節 派遣先の講ずべき措置等（第三十三条―第三十八条）

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第三十九条―第四

十六条）

第三章 雑則（第四十七条―第五十五条）

附則

第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲

現行

目次

第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 事業の許可等

第一款 一般労働者派遣事業（第一条―第十条）

第二款 特定労働者派遣事業（第十一条―第十六条）

第二節 補則（第十七条―第二十条）

第二章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約（第二十一条―第二十四条）

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（第二十五条―第三十二

条）

第三節 派遣先の講ずべき措置等（第三十三条―第三十八条）

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第三十九条―第四

十六条）

第三章 雑則（第四十七条―第五十五条）

附則

第一章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

(令第二条第一号の厚生労働省令で定める病院又は診療所)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(以下「令」という。)(第二条第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のおりとする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療護施設の中に設けられた診療所

二 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百六号)第十九条第一項第一号に規定するリハビリテーション施設の中に設けられた診療所

三 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホームの中に設けられた診療所

四 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの中に設けられた診療所

五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第三十九条に規定する養護事業を行う施設の中に設けられた診療所

第二節 事業の許可等

第一条の二 (略)

第一節 事業の許可等

第一条 (略)

第一条の三 (略)

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第五条 (略)

2 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号イ、ロ、ニ、ホ、ヘ及びトに掲げる書類

二 申請者が個人である場合にあつては、第一条の二第二項第一号ホ及びトに掲げる書類

3・4 (略)

5 一般統括事業所の事業主が、当該一般統括事業所以外の事業所に
関し法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けよう
とするときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号イからニま
でに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書
類を添付することを要しない。

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 前項の一般労働者派遣事業変更届出書又は一般労働者派遣事業変
更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の二第二項に規定する
書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

3 法第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に

第一条の二 (略)

(許可の有効期間の更新の申請手続)

第五条 (略)

2 法第十条第五項において準用する法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、第一条第二項第一号イ、
ロ、ニ、ホ、ヘ及びトに掲げる書類

二 申請者が個人である場合にあつては、第一条第二項第一号ホ及
びトに掲げる書類

3・4 (略)

5 一般統括事業所の事業主が、当該一般統括事業所以外の事業所に
関し法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けよう
とするときは、法人にあつては第一条第二項第一号イからニまでに
掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を
添付することを要しない。

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 前項の一般労働者派遣事業変更届出書又は一般労働者派遣事業変
更届出書及び許可証書換申請書には、第一条第二項に規定する書類
のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

3 法第五条第二項第四号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に

変更があつた法第十一条に規定する一般派遣元事業主（以下この項において単に「一般派遣元事業主」という。）が他の事業所において一般労働者派遣事業を行つている場合において、当該一般派遣元事業主が一般労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条の二第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

(届出書の提出手続)

第十一条 (略)

2 法第十六条第二項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 届出者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 第一条の二第二項第一号イからハまでに掲げる書類

ロ・ホ (略)

二 届出者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 第一条の二第二項第二号イに掲げる書類

ロ・ハ (略)

3 5 (略)

変更があつた法第十一条に規定する一般派遣元事業主（以下この項において単に「一般派遣元事業主」という。）が他の事業所において一般労働者派遣事業を行つている場合において、当該一般派遣元事業主が一般労働者派遣事業を行つている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第一条第二項第一号チに掲げる書類のうち履歴書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

(届出書の提出手続)

第十一条 (略)

2 法第十六条第二項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 届出者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 第一条第二項第一号イからハまでに掲げる書類

ロ・ホ (略)

二 届出者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 第一条第二項第二号イに掲げる書類

ロ・ハ (略)

3 5 (略)

第三節 補則

(提出すべき書類の部数)

第二十条 法第二章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類(許可証を除く。)は、正本にその写し二通(第一条の二第二項、第五条第二項、第八条第二項、第十一条第二項又は第十四条に規定する書類にあつては、一通)を添えて提出しなければならない。

(労働者派遣契約における定めの方法等)

第二十一条 (略)

2 法第二十六条第一項第一号の業務の内容に令第四条各号に掲げる業務が含まれるときは、当該号番号を付するものとする。

3・4 (略)

第二節 補則

(提出すべき書類の部数)

第二十条 法第二章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類(許可証を除く。)は、正本にその写し二通(第一条第二項、第五条第二項、第八条第二項、第十一条第二項又は第十四条に規定する書類にあつては、一通)を添えて提出しなければならない。

(労働者派遣契約における定めの方法等)

第二十一条 (略)

2 法第二十六条第一項第一号の業務の内容に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)第四条各号に掲げる業務が含まれるときは、当該号番号を付するものとする。

3・4 (略)